

発議案第 6 号

人質事件を口実とした自衛隊法の改悪、並びに憲法改悪に反対する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 6 日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊞
	同	堀口明子	㊞

提案理由

人質事件を口実とした自衛隊法の改悪、並びに憲法改悪に強く反対する。

これが、本案を提出する理由である。

人質事件を口実とした自衛隊法の改悪、並びに憲法改悪に反対する意見書

アルジェリアの人質事件で、人質となった日本人10名の命が奪われた。これは絶対に許すことのできない蛮行であり、強い憤りを禁じ得ない。悲しい事件を再び繰り返さないために、政府は在外邦人の安全確保を図るあらゆる外交努力を尽くす必要がある。

その第一は、在外邦人の受け入れ国と日本の在外公館とが連絡を密にし、きちんとした情報交換を行う外交努力の必要である。在外公館の職員数を比較すると日本は非常に少なく、米国は日本の4倍、中国は日本の1.5倍となっている。独、仏、英、ロの各国も日本より多い。この拡充が必要である。

第二は、国際的テロリストをどう孤立させるかという問題である。国際的な警察・司法の力で犯人をきちんと捕らえ、司法の裁きで罰することが何よりも大事である。

今政府・与党内で、この人質事件を口実にして、海外での邦人保護における自衛隊の派遣要件や武器使用基準を緩和するための自衛隊法改悪の動きが加速しているが、これは危険きわまりないものと言わなければならない。その検討課題の一つとされているごとく、例えば空港や港湾で銃撃戦が行われているような場合に、仮に重武装した自衛隊がその騒乱状態のもとで活動したなら、それ自体が攻撃対象にもなりかねない。ましてや、武器を使用して強行的に邦人を救出することを認めたなら、危険は一層増大せざるを得ない。

安倍首相がすでに9条改憲を公然と掲げ、国防軍の保持を打ち出している今、平和を願う世界の流れに逆行し、人質事件を奇貨として、ことあれば軍事出動という武力対応一辺倒に向かおうとする危険な動きを、絶対に容認することはできない。

よって、本市議会は、人質事件を口実とした自衛隊法の改悪、並びに憲法改悪に強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

防衛大臣様